

# 弘前サクラオーバルズ会員規約

## 第1条(目的)

(1)この規約は、NPO 法人弘前サクラオーバルズの定款第6条に基づき、会員について必要事項を定める事を目的とする。

## 第2条(会員定義)

(1)全ての会員(別表)は、当法人の定款に定められた目的と事業内容を認識し、当法人の運営の基盤を支え、当法人の事業活動を通して社会全体の利益の増進に寄与する推進者又はその理解者とする。

(2)会員は、当法人の活動支え、当法人の行う事業活動に積極的に参加及び協力する事が出来る個人/法人とする。

## 第3条(会員権利)

(1)当法人が主催する研修会、セミナー等各種行事への優先的参加。

(2)当法人が発行するネット情報等の配信を受ける事。その他関連資料の配布等を受ける事。

(3)当法人が行政等と協働する各種行事の優先的情報提供及び参加

## 第4条(発効)

(1)本規約は2019年4月1日より発効するものとします。

(別表)

| 正会員   |  |            |
|-------|--|------------|
| 区分    | 個人   | 法人         |
| 資格    | この法人の目的に賛同して入会した会員であって、この法人の事業の運営を推進する個人・法人。(定款6条) |            |
| 年会費   | 10,000 円/口   | 30,000 円/口 |
| 総会参加権 | ○  | ○          |
| 旅費規約  | ×  | ×          |

| 一般会員  |                            |                              |
|-------|----------------------------|------------------------------|
| 区分    | スタッフ会員                     | 家族会員                         |
| 資格    | この法人の目的に賛同して、各事業の運営を推進する個人 | この法人の目的に賛同して、当法人及び選手を支援する家族。 |
| 年会費   | 10,000 円/口                 | 5,000 円                      |
| 総会参加権 | ×                          | ×                            |
| 旅費規約  | ○                          | ×                            |

| サポーター会員 |   |           |            |              |
|---------|---|-----------|------------|--------------|
| 区分      | ブロンズ会員                                    | シルバー会員    | ゴールド会員     | プラチナ会員       |
| 資格      | この法人の目的に賛同して、運営に必要な資金・物資・サービスの提供を行う個人・法人。 |           |            |              |
| 年会費     | 10,000 円/口                                | 50,000 円～ | 500,000 円～ | 3,000,000 円～ |
| 総会参加権   | ×   | ×         | ×          | ×            |
| 旅費規約    | ×   | ×         | ×          | ×            |

| オーバルズフレンズ |                |
|-----------|----------------|
| 区分        | この法人を応援してくれる個人 |
| 年会費       | 無料             |
| 総会参加権     | ×              |